

令和5年度版

能美市定住促進補助金制度



制度のご案内、申請書など



[詳しくはこちら](#)

申請の対象条件

能美市へ住民票を移した時点で45歳以上である場合、申請の対象となるか	対象住宅のある住所に住民票を移した時点で45歳未満の方が申請の対象となっているため、対象外となります。ただし、45歳未満で所有権を有する世帯員が申請者となれば申請可能です。
建物登記されていない物件を取得したが、建物の登記事項証明書の提出は必要か	建物登記によって、建物の所有権を取得することで、第三者に建物の所有権を主張することができるようになるため、本補助金を申請するに当たり提出が必須になる書類です。
建て替えも対象か	対象となります。
外構工事は増改築・改修に含むか	含まれません。門や塀、駐車場などの外構工事は対象外となります。
増改築・改修の場合、75m ² 以上の工事はどこで判断すればよいか	工事設計者から、建物の図面に工事面積の記載をもらい、床面積が75m ² 以上かご確認ください。また、申請の際は改築前と後の面積が分かる設計図のコピーをそれぞれご提出ください。
申請者と振り込み口座の名義が異なってもよいか	原則同じ名義でご提出いただいております。諸事情により難しい場合は、委任状をご提出いただければ問題ありません。

必要書類について

建物の登記事項証明書は、原本をコピーしたものを提出してもよいか	コピーしたものではなく、原本を提出いただいております。登記事項証明書のほか、住民票や戸籍の附票についても同様に原本をご提出ください。
申請書や添付書類などはFAXや電子メールで提出してもよいか	FAXや電子メールによる提出は受け付けておりません。直接市役所窓口へご提出ください。
工事請負契約書はどのページを提出すればよいか	契約年月日、工事場所、発注者の記名、収入印紙の貼付が確認できるページの写しをご提出ください。収入印紙・消印は必須になるためご確認ください（電子契約を除く）。

県外・市外からの転入者

条件として「世帯の1/2以上」とあるが子どもは含むか	5歳未満のお子様は含みません。
戸籍の附票とは何か	本籍地の市区町村で発行できる、住所の移り変わりが記録されたものです。能美市に転入する前の3年分の住所がわかるようにご提出ください。なお、ご結婚や本籍地の変更などにより、取得した戸籍の附票が3年間に満たない場合は、さらにさかのぼってご提出いただく必要がありますのでご注意ください。
県外に3年以上居住し、能美市に転入するまでの期間に、一時的に県内他市町へ住民票を移した場合は県外者加算の対象となるか	県外に3年以上居住した場合でも、一時的に県内他市町に住民票を移してしまうと、県外者加算の対象外となります。ただし、やむを得ない事情（災害）による場合はこの限りではありません。
やむを得ない事情（災害）とはどのようなことか	やむを得ない事情（災害）とは、次に掲げる事情とします。 (1)地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑り、その他の自然現象の異変による災害 (2)火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害
転入者の条件に当てはまる人と申請者が異なってもよいか	申請者・転入者ともに住宅の所有権（持ち分比率不問）を有していれば問題ありません。

市内在勤者の条件

市外の事業所に雇用され、市内へ出向で勤務している場合は加算の対象となるか	雇用先となる事業所が市外の場合、直接市内の事業所に雇用されていないため対象外となります。逆に、市内の事業所に雇用され、市外へ出向によって勤務する場合は対象となります。
能美市内の企業で働いているが加算対象か	申請月の属する年度の4月1日以降に正規職員として新規採用された方が対象となります。
条件の「世帯の主たる生計者」とはどのような意味か	世帯員のうち、収入が最も多い方を指します。

三世代同居・親世代同居、三世代近居

条件として「おおむね 2km 以上離れて別居していた三世代～」とあるが、具体的に何 km なのか	「おおむね 2km 以上」とは 1.6km 以上、「おおむね 50m 以内」とは 60m 以内を対象としています。
申請者の配偶者の親（ひとり親も含む）世帯が条件を満たす場合、三世代近居及び同居加算の対象となるか	申請される方の、配偶者のご両親（ひとり親も含む）を基準にする場合も対象となります。
祖父母・親・申請者の場合、三世代の加算対象か	対象外となります。三世代とは申請者・申請者の親・申請者の子（同居開始年度の4月1日時点で満18歳未満の子）を指します。
三世代近居及び同居の条件を満たしているが、妻の里帰り出産に伴い一時的に申請者家族が父母世帯へ住民票を移した場合、加算の対象となるか	里帰り出産に伴った住民票の異動は一時的なもののみなし、移動前の住民票で判断しています。ただし、県外及び市外者の加算についてはこの限りではありません。
妊娠している場合は子に含むか	含まれます。母子手帳のコピーをあわせてご提出ください。

市内業者利用

市外に本社を持つ業者の、能美市内の営業所を利用した場合、加算の対象となるか	市外に本社を持つ業者であっても、能美市内の営業所を利用すれば対象となります。
能美市内の建物を、能美市内の不動産を仲介して購入したが、市内業者利用（設計・購入）に該当しないのか	売主が市内業者の場合は、市内業者利用（購入）に該当しますが、仲介業者に市内業者を利用した場合は、市内業者利用（購入）に該当しません。

その他

事前申請は必要か	事前申請は不要です。保存登記完了日もしくは住民票を移した日の遅い方から3か月以内に、必要な書類を揃えてご提出ください。
能美市定住促進補助金と、能美市 HP で紹介されている能美市の住まいに関する助成制度は併用可能か	併用可能なものと可能でないものがございます。詳しくは能美市企画地域振興課（電話番号：0761-58-2212、FAX：0761-58-2291）へお問い合わせください。